明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）（一〇）　二
〔省　令〕
○電気用品の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五七）　一七
〔告　示〕
○千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の効力発生に関する件（外務四七二）　三〇
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三三
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、公認会計士等の登録及び登録抹消、平成二十年度国家公務員共済組合連合会の決算、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約、日本電気計器検定所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告関係　三七
会社その他
会社決算公告　三七

本号で公布された法令のあらまし

◇千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）（条約第一〇号）（外務省）

この条約は、東太平洋におけるまぐろ類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、一九四九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の任務を強化すること等について定めるものであり、その概要は次のとおりである。

1　「この条約の対象となる魚類資源」とは、この条約の適用水域においてまぐろ類の漁獲を行う船舶によって採捕されるまぐろ類資源及び他の魚種をいう。（第一条関係）

2　この条約は、国際法の関連規則に従い、この条約の対象となる魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的とする。（第二条関係）

3　この条約の適用水域（以下「条約水域」という。）は、北アメリカ、中央アメリカ及び南アメリカの海岸の線と北緯五〇度の緯度線、西経一五〇度の子午線及び南緯五〇度の緯度線により囲まれる太平洋の水域から成る。（第三条関係）

4　全米熱帯まぐろ類委員会（以下「委員会」という。）の構成国は、十分な科学的情報がないことをもって、保存管理措置をとることを延期する理由としてはならず、漁獲対象資源又は漁獲対象資源に関連する種の状態に懸念がある場合には、これらの資源又は種の状態及び保存管理措置の有効性を検討するため、これらの資源又は種の監視を強化する。（第四条関係）

5　公海について定める保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定める保存管理措置とは、この条約の対象となる魚類資源の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものとする。（第五条関係）

6　委員会は、条約水域全体における委員会が決定する魚類資源の総漁獲可能量又は総漁獲能力若しくは総漁獲努力量を設定することを通じて、入手することのできる最良の科学的証拠に基づく措置を採択すること等の任務を遂行する。（第七条関係）

7　委員会による決定は、会合に出席する委員会の構成国がコンセンサスにより行うものとするが、この条約の改正の採択、委員会の予算の決定等の場合には、すべての締約国又は構成国のコンセンサスを必要とする。（第九条関係）

8　委員会は、委員会が採択する措置の実施状況を検討するための委員会を設置する。（第一〇条関係）

9　委員会は、委員会の構成国のそれぞれが指名する各一人の代表で構成する科学諮問委員会を設置する。（第一一条関係）

10　予算に対する分担金の額は、委員会が採択し、及び必要に応じて修正する算定方式に基づいて決定される。（第一五条関係）

11　締約国は、この条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置の実施及び遵守を確保するために必要な措置（必要な法令の制定を含む。）をとり、自国の管轄の下にある船舶がこの条約に基づいて採択される措置に反する活動を行ったことに関連する情報が提供される場合には、委員会又は他の締約国の要請により十分な調査を行い、調査の結果及びとる措置をできる限り速やかに委員会及び該当するときは他の締約国に通報する。（第一八条関係）

12　船舶に関する記録の作成のための指針、委員会の会合におけるオブザーバーの参加に関する基準等について規定している。（附属書関係）